

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成25年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成25年8月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 試験日時

平成25年11月8日（金曜日） 午前10時から正午まで

2 試験場所

高松市番町4丁目1番10号 香川県庁本館12階第1会議室

3 受験願書の提出先

高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課 総務・地場産業グループ

4 受験願書の受付期間及び受付時間

(1) 受付期間

平成25年9月27日（金曜日）から同年10月11日（金曜日）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

郵送による場合は、必ず書留郵便によることとし、平成25年10月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 その他

受験手続その他詳細については、香川県商工労働部経営支援課 総務・地場産業グループ（電話番号087-832-3339）に照会すること。